

5月のごみ収集
5月3日(火・祝)～5日(木・祝)は
全ての収集を行いません。
▼可燃ごみ
5月3日(火・祝)・5日(木・祝)は収集しません。
▼プラスチック製容器包装
5月4日(水・祝)は収集しません。
▼資源・不燃物の代替え収集
5月3日(火・祝)の地区は4月29日(金・祝)に、
5月4日(水・祝)の地区は4月30日(土)に、
5月5日(木・祝)の地区は5月7日(日)に収集します。
環境業務課 ☎856-5374

納期内に税金を納めましょう
5月は軽自動車税の
納期月です
納付書は5月上旬に送付予定です。
便利で安心な口座振替を
ご利用ください。
コンビニや
スマホ決済アプリでも
納付できます。
納税相談は、税務管理課(本庁舎2階)
☎823-9418へ

市場だより
5月・6月の休市日
●5月…1日(日)・3日(火・祝)・4日(水・祝)・5日(木・祝)・
8日(日)・11日(水)・15日(日)・18日(水)・22日(日)・
25日(水)・29日(日) 水産物部のみ臨時開市
●6月…1日(水)・5日(日)・8日(水)・12日(日)・
15日(水)・19日(日)・22日(水)・26日(日)・29日(水)
▶市場開放日は現在休止中です。
市場課 ☎883-1171

高知競輪 サテライト南国・安田
4/30 1 2 防府FI
1 青森施設整備等協賛GIII
3 4 5 第3回市営後節FIIM
3 4 5 6 7 8 日本選手権いわき平GI
6 7 8 岸和田FI
9 10 11 松阪FI
11 12 13 第5回市営前節FI
12 13 14 和歌山FI
14 15 16 17 函館記念GIIIナイター
15 16 17 西武園FI
18 19 20 大垣FI
19 20 21 22 宇都宮記念GIII
22 23 24 福井FI
24 25 26 岐阜FI
26 27 28 第5回市営後節FI
28 29 全プロ佐世保FII
30 31 32 和歌山FI
○: サテライト南国・安田のみ
※開催中止、場外発売中止の場合あり

地域密着型サービス事業者
の募集
新しく地域密着型サービス事業所を開設
する事業者を募集します。
詳しくは、介護保険課HPを
ご確認ください。
認知症対応型共同生活介護(予防含む)
▶北部圏域1事業所、西部圏域1事業所
甲 介護保険課事業係 ☎823-9972

子育て援助会員の募集
子育ての手助けができる有償の援助会員
を募集しています。登録を希望される方
は講習(3日間)の受講が必要です。
対象 市内在住で20歳以上の健康な方
日時 6月9日(水)～11日(金)9時～16時半(最
終日のみ11時45分まで)
場所 勤労者交流館2階(丸池町1-1-14)
定員 20人
申込 6月4日(土)までに、電話で
託児 予約制
甲 詳 こうちファミリー
サポートセンター
☎880-5210

第38回 高知市
都市美
デザイン賞
市内で良好な景観の形成に寄与している建築物や貢献
している個人・団体などを表彰することで、住み慣れた街を見直し、地域の魅力ある資源の保全や創出につ
ながる市民意識を育むことを目的としています。
募集期間 5月1日(日)～6月30日(日)(当日消印有効)
募集部門 ●一般建築部門 ●住宅建築部門 ●街並み・まちづくり部門
●テーマ部門(建築物以外の構造物)
応募方法 必要事項を記入し、郵送・FAX・電子メールのいずれかでご応募
ください。募集要項は、5月2日(月)から都市計画課(本庁舎5階)・
総合案内(本庁舎1階)などで配布します。また、5月1日(日)から
は都市計画課HPでもダウンロードできます。
[街並み・まちづくり部門] [住宅建築部門] [一般建築部門]
高知県立大学・高知工科大学 街にひらかれた家 四国銀行一宮支店
永国寺キャンパス (第37回受賞物件)

市職員の募集
(インターネット申し込みのみ)
市職員採用資格試験(上期)を行います。
詳しくは、5月10日(火)に人事課HPで公
開する試験案内をご確認ください(冊子の配布はありませ
ん)。
▶試験日…6月18日(土)・19日(日)
▶申し込み開始…5月10日(火)
甲 人事課 ☎823-9410

「初めてのまちづくり講座」
参加者の募集
「高知市まちづくり未来
塾」に参加して、楽しい
まちづくりを学んでみま
せんか。
日程 7月8日(金)から、毎月第2金曜日(全
14回)
場所 たかじょう庁舎(鷹匠町2-1-43)
定員 10人程度
申込 5月6日(金)～30日(月)、
電話または専用申し込
みフォームから▶
甲 詳 地域コミュニティ推進課
☎823-9080

成年後見制度をご存じですか

成年後見制度とは、知的障害・
精神障害・認知症などによって、
ひとりで決めることに不安や心配
のある人がいろいろな契約や手続
きをする際にお手伝いする制度で
す。

どんな人が対象

疾病や加齢、認知症の発症など
に伴い判断能力が低下してきた方
が利用するイメージが強いかもしれ
ませんが、知的障害、精神障害
などの理由でひとりで決めること
が心配な方々も対象となります。
そのような方は、財産管理(不
動産や預貯金の管理等)や身上保
護(介護・福祉サービスの利用契
約等)などの法律行為をひとりで
行うのが難しい場合があります。

具体的にどんな制度

例えば、知的障害がある50代
の方は母親との2人暮らしでしたが、
母親が他界し、突然ひとりで暮ら
すこととなりました。これまで家
賃や光熱水費の支払い、生活に関

わることば全て母親がしていたた
め、次の困りごとがありました。

- ①いくらお金を使っているの
か分からない。
②大切な書類が届いても手続
きの仕方が分からない。
③ヘルパーさんを頼みたいが
どうしていいか分からない。

この方は、成年後見制度を利用
することで、

- ① 預貯金の管理をしてくれて、
定期的に生活費を渡しても
らうことができました。
② さまざまな市からのお知らせ
を一緒に見にくれて、手続
きを済ませることができま
した。
③ 障害福祉サービスの申請か
ら契約手続きまでしてくれ、
掃除や洗濯をヘルパーさん
と一緒にできるようになりました。

このようにひとりで決めること
に不安のある方々を法的に保護し、
支援するのが成年後見制度です。

2つの成年後見制度

成年後見制度には、すでに判断
能力に不安がある方へ家庭裁判所
によって、成年後見人が選ばれる
「法定後見制度」と、今は元気で
も将来に不安を感じる方が、あらか
じめ成年後見人になる人を選んで
おく「任意後見制度」があります。

成年後見人にもできないこと

成年後見人は家族の代わりでは
ないため、①医療行為の同意(手
術等)、②身分行為(結婚・離婚・
養子縁組の手続き)、③事実行為(介
護、掃除や買い物、送迎等)、④保

証人―はその仕事に含まれませ
ん。親族以外の成年後見人が就任
したとしても、不安があった部分
のお手伝いのみとなります。

成年後見人だけで対象者の方を
支援することには限界があります。
医療・介護・福祉サービスの方
ちをはじめ、その方が生活される
地域全体で支援していくことが必
要です。

ひとりで決めることが不安に
なった方も、そうでない方も、誰
もが安心して、住み慣れた地域で
その人らしく住み続けることがで
きるように、成年後見制度を知っ
ておいてください。

成年後見制度について
相談したいときは
■障がい福祉課(知的障害) ☎823-9378
本町5-1-45 本庁舎1階
■基幹型地域包括支援センター(認知症等)
☎823-9121
塩田町18-10 保健福祉センター1階
■健康増進課(精神障害) ☎803-8005
丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階
上記は全て
日時▶月～金曜日 8時半～17時15分
■市社会福祉協議会
成年後見サポートセンター ☎856-5539
丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター3階
日時▶月～金曜日 8時半～17時30分